

武蔵村山市重層の支援体制整備事業
移行計画

【令和7年度】

武 蔵 村 山 市

【目 次】

第1	計画の基本的な考え方	1
1	目的	1
2	計画期間	1
3	策定体制と検討経過	1
第2	重層的支援体制整備事業	1
1	重層的支援体制整備事業の概要	1
2	本市の実施状況	2
3	地域福祉推進の取組内容	3
4	重層的支援体制整備事業における各事業の内容と移行に向けた取組内容	3
(1)	包括的相談支援事業	3
(2)	参加支援事業【新規】	5
(3)	地域づくり事業	6
(4)	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	7
(5)	多機関協働事業【新規】	8
第3	計画の推進	10
1	計画の推進体制	10
2	取組とスケジュール	10

第1 計画の基本的な考え方

1 目的

武蔵村山市重層的支援体制整備事業移行計画（以下「移行計画」といいます。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項に基づき、武蔵村山市において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備を行うことを目的とします。

2 計画期間

令和7年度（1年間）

※ 重層的支援体制整備事業への移行年度を令和8年度とします。

3 策定体制と検討経過

令和6年度に「武蔵村山市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討委員会」を設置し、重層的支援体制整備事業への移行に向けた課題の共有、関係機関における更なる連携体制の構築等の検討を進めてきました。

これらの検討を経て、移行計画を策定し、効果的な事業実施を図ることとしました。

第2 重層的支援体制整備事業

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、次の5つの事業を一体的に実施するものです。

- (1) 包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）
- (2) 参加支援事業（参加支援に向けた支援）
- (3) 地域づくり事業（地域づくりに向けた支援）
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (5) 多機関協働事業（多機関協働による支援）

2 本市の実施状況

重層的支援体制整備事業の枠組みと本市の既存事業は下表のとおりです。

社会福祉法の事業根拠		機能	既存制度の対象事業		既存事業
第1号	イ	相談支援	高齢	地域包括支援センターの運営 (介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46)	地域包括支援センター
	ロ		障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号並びに同法第77条の2)	(1) 障害者相談支援事業 (2) 基幹相談支援センター
	ハ		子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号)	(1) 特定型 (2) 子ども家庭センター型
	ニ		困窮	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項)	市民なやみごと相談窓口
第2号	参加支援	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援等を提供		新規事業	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	高齢	一般介護予防事業	地域介護予防活動支援事業
	生活支援体制整備事業			生活支援体制整備事業	
	ロ		障害	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業
	ハ		子ども	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業
	ニ		困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	訪問等により継続的に繋がり続ける機能		新規事業	
第5号 第6号	多機関協働・支援プランの作成	世帯と取り巻く支援関係者全体を調整する機能			

3 地域福祉推進の取組内容

重層的支援体制整備事業の検討のため、地域福祉推進のため実践されている次の取組についても、現状把握と重層的支援体制整備事業への活用策の検討を行いました。

(1) 地域福祉コーディネーターの配置と取組

地域福祉コーディネーターは生活上の悩みや困りごとを抱える方に対して、さまざまな機関等と連携しながら、課題の解決を図るとともに、居場所づくりなど住民主体の活動の推進や、地域でのネットワークの構築といった取組を行っています。社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会では、独自に地域福祉コーディネーターを2名配置し、フードバンクやフードパントリーの実施や、ひきこもり家族会の立上げ支援などを通じて、地域からの相談に対応しています。

(2) 地域福祉コーディネーターの活用策

重層的支援体制整備事業は全く新しいものを創り上げるのではなく、地域でこれまでに積み上げてきたものをベースとして、それをさらに機能強化する手段として用いられています。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する上で、地域福祉コーディネーターが築いてきた取組を最大限活用することで事業の効果的な実施が図られることから、重層的支援体制整備事業の一部の取組を業務委託し、事業実施を行います。

4 重層的支援体制整備事業における各事業の内容と移行に向けた取組内容

(1) 包括的相談支援事業

① 事業概要

高齢、障害、子ども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援を一体として実施し、相談支援の各事業者が、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の間での役割分担が必要な事例の場合には、多機関協働事業につないで支援を行います。

② 本市の既存事業

分野	事業名	事業内容
高齢	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、保健（保健師等）・介護（主任ケアマネジャー等）・福祉（社会福祉士等）という3分野の専門職が連携しながら、地域の高齢者やその家族に対し総合的な支援を提供しています。
障害	(1) 障害者相談支援事業 (2) 基幹相談支援センター	障害児・障害者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供・助言・連絡調整、その他の支援を総合的に提供しています。
子ども	利用者支援事業 (1) 特定型 (2) 子ども家庭センター型	子ども又はその保護者に身近な窓口等でその相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。 また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を統合した「子ども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的な相談支援を実施しています。
困窮	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者やその家族、関係者等からの相談に応じ、情報提供や助言・連絡調整を行うほか、就労支援や就労準備支援、家計改善など、さまざまな支援を提供するため、「市民なやみごと相談窓口」において一体的な支援を実施しています。

③ 本市における課題等

- ・異なる分野の支援内容や支援の進捗状況を共有する場が少ない。
 - ・「8050問題」※1など複数の属性や課題を抱えている方に対する支援方法について、分野や所属をまたぐ連携や支援の検討に困難さを感じている。
 - ・「制度の狭間」※2に該当する方への支援機関がないため、対応に苦慮している。
- ※1 80歳代の親と、自立できない事情を抱える50歳代の子どもが同居し、世帯として社会から孤立する問題
- ※2 高齢・障害・子ども・困窮など既存の制度では対象にならない生活課題への対応等が必要となるもの

④ 課題等の解決策と移行に向けた取組内容

- ・ 多機関協働事業によるケースの解きほぐしや役割分担のほか、円滑な連携につなぐためのツールづくりなどに取り組む。
- ・ 「8050問題」や「制度の狭間」への支援策を講じるため、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、地域づくり支援を検討する。
- ・ 既存制度をいかし「市民なやみごと相談窓口」を包括的相談支援の「総合型拠点」として位置付け、包括的相談支援体制の中核を担い、重層的支援体制の基盤構築を図る。

(2) 参加支援事業【新規】

① 事業概要

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない、狭間・個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用した社会とのつながり作りに向け、支援メニューのコーディネートや、支援メニューや地域資源とのマッチングを行います。

② 事業の対象

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない、個別性の高いニーズを有している人など

(具体例)

- ・ 8050問題を抱え、世帯全体としては経済的困窮状態にはないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない、ひきこもり状態の方
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある方
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による支援の対象にもならない10代後半から20代までの若者

③ 参加支援事業における課題等

- ・ 既存の社会資源や支援メニューの把握と整理が必要である。
- ・ 支援対象者一人一人の課題や特性に合わせた支援が必要となることから、段階的かつ長期的な支援が求められる。

④ 課題等の解決策と移行に向けた取組内容

- ・ 既存の取組や社会資源などの把握と整理を行うとともに、アウトリーチ等を通じた継続的支援として地域福祉コーディネーターによる伴走支援と社会資源とのマッチングを行い、対象者のニーズを踏まえた効果的な支援方法を検討する。

(3) 地域づくり事業

① 事業概要

地域づくり事業は、高齢（介護）、障害、子ども、生活困窮の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組をいかしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域で実施されている活動や人を把握し、「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるなどコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。また、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の活性化や発展を図ります。

② 本市の既存事業

分野	事業名	事業内容
高齢	地域介護予防活動支援事業	高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合いの体制整備を推進し、高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、高齢者に通いの場を提供する団体や、地域の高齢者が支援の担い手となり生活支援活動を行う団体に対して補助等を行います。
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を図ります。
障害	地域活動支援センター事業	地域で暮らす心身に障害を抱える方に対して、専門職員が相談に応じるとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、自立した生活や社会参加に向けた支援を行います。
子ども	地域子育て支援拠点事業	保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を行います。
困窮	未実施	

③ 地域づくり事業における課題等

- ・ 地域で行われている様々な活動が、属性にとらわれない受け皿として地域づくりの基盤となることが重要となってくる。
- ・ 既存事業や社会資源となっている交流の場や居場所等が十分に活用されているか、支援ニーズに対応できる状況かを把握し整理する必要がある。
- ・ 既存事業から移行する際に、対象者の範囲や規模、既存事業とのすみ分けなどの検討が求められる。
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業については現状実施していないため、事業整備を進めていく必要がある。

④ 課題等に対する解決策・取組内容

- ・ 既存分野の地域づくり事業の実施内容の把握と、専門分野以外の受入れが可能な拠点については、属性にとらわれない支援を検討する。
- ・ 既存の交流の場や居場所等の周知・啓発を強化し、既存事業を優先して活用する。
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業として、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会が独自に配置している地域福祉コーディネーターが既に実施している取組をいかし、ニーズや必要性をふまえ、更なる効果的な実施方法を検討するため、令和7年度において移行準備事業の一環として業務委託を行い先行的に実施する。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【新規】

① 事業概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を重視しています。

対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等の情報を幅広く収集するほか、「事前調整」、「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」などを行います。

② 事業の対象

- ・ 自ら支援を求めることができない方（ひきこもり状態の方など）
- ・ 支援につながることに拒否的な方（セルフネグレクト）

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における課題等

- ・ 支援につながることに拒否的な人へのアプローチは、困難が予想され、支援者の技術等が求められる。
- ・ 必要な支援が届いていない人を把握するための方策の検討が必要である。
- ・ 本人との信頼関係の構築から支援の終結まで、長期的な関わりが必要である。

④ 課題等に対する解決策・取組内容

- ・ 日頃の業務や会議など、必要な支援が届いていない人を把握する手段や方法を検討し、支援関係機関間で共有する。
- ・ 本人が支援を受け入れるまで、訪問以外の手法によるアプローチを検討する。
- ・ 本人や家族への情報の届け方を検討する。
- ・ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会が独自に配置している地域福祉コーディネーターが既に実施している取組をいかし、様々な機関等と連携を図りながら更なる効果的な実施方法を検討するため、令和7年度において移行準備事業の一環として業務委託を行い先行的に実施する。

(5) 多機関協働事業 【新規】

① 事業概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うものであり、事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たし、主に支援者を支援する役割を担う事業です。

原則、本人から利用申込みにより「相談受付」を行い、紹介元の相談支援機関等からの情報に基づき「アセスメント」を実施し、その結果を踏まえて「支援プラン」を作成します。

「重層的支援会議」を開催し、支援機関の役割分担や、支援の目標・

方向性を整理した支援プランについて十分な検討を行った上で、支援を開始します。

また、本人の同意が得られず、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、早期の支援が必要にもかかわらず体制整備が進まない事案等に対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、会議構成員に守秘義務が課される「支援会議」（社会福祉法第106条の6）を開催し、連携を図ります。

② 事業の対象

複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者

③ 多機関協働事業における課題等

- ・ 既存のケース検討の会議と重層的支援会議をどう整理するか検討が必要である。
- ・ 重層的支援会議で検討していく中で、緊急対応が必要な課題と優先順位が低い課題が出てくる可能性がある。
- ・ 対象とする支援者の範囲を明確に線引きすることは困難であるが、対応可能とする枠組みを検討し、支援関係機関間で共通理解を図る必要がある。

④ 課題等に対する解決策・取組内容

- ・ 「市民なやみごと相談窓口」を多機関協働事業の中核的役割を担うものと位置付け、支援関係機関間の調整等を行う。
- ・ 多機関協働事業の対象とする事例をできるだけ明確化し、マニュアル作成等により、支援のつなぎ方、連携方法、対象者等を検証・検討しながら、庁内関係部署及び相談支援事業者等において共通認識を持つ。
- ・ 重層的支援会議及び支援会議は、定期開催と随時開催を組み合わせるなど柔軟な開催方法を検討する。
- ・ 他の既存会議体との連携方法を検討する。

第3 計画の推進

1 計画の推進体制

本事業の実施に当たっては、支援ニーズや支援内容が多岐にわたることから、全庁的な取組が不可欠であり、庁内検討委員会を中心に、各部署間の連携体制の強化を図ります。

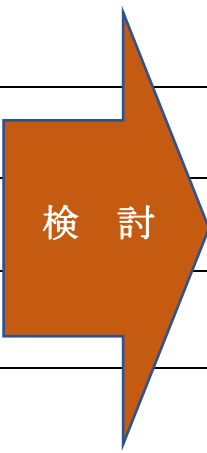
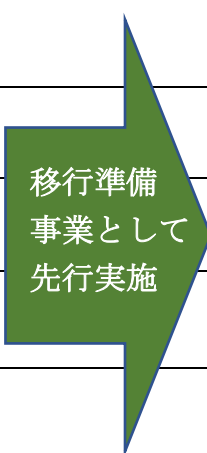
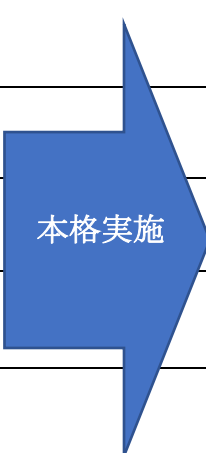
また、本事業が円滑かつ効率的に実施できるよう、複雑化・複合化した課題を抱えた方を包括的に支援していくため、他自治体で実施している「つなぐシート」など全庁的な取組を行うことができるツールを検討（開発）します。

2 取組とスケジュール

(1) 主な取組

- ・ 「重層的支援体制整備事業への移行準備事業（国庫補助事業）」としての多機関協働の取組として、「重層的支援会議」「支援会議」を実施
- ・ 「重層的支援体制整備事業への移行準備事業（国庫補助事業）」及び「生活困窮者支援等の地域づくり事業（国庫補助事業）」としての参加支援事業・地域づくり事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の取組として、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会へ業務委託を行い、地域福祉コーディネーターが各取組を先行実施
- ・ 支援関係機関の連携時のルールやマニュアル等の検討
- ・ 事業を周知するため関係機関や会議等に出向いて制度説明等の実施
- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画（案）に対する意見照会の実施

(2) スケジュール

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括的相談支援事業			
参加支援事業			
地域づくり事業			
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業			
多機関協働事業			

武蔵村山市重層的支援体制整備事業移行計画

(令和7年度)

発行年月/令和7年2月

発行/武蔵村山市

編集/武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042-565-1111 (代表)